

# 平成25年9月県議会 厚生・産業常任委員会 条例案資料

議第143号 滋賀県麻薬中毒審査会条例案	-----	1
議第145号 滋賀県災害救助基金管理条例案	-----	3
議第146号 滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案	-----	5
議第149号 滋賀県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例案	-----	7
議第150号 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例および滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案	-----	9
議第151号 滋賀県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例案	-----	19

## 滋賀県麻薬中毒審査会条例案要綱

### 1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）による麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）の一部改正に伴い、麻薬中毒審査会の委員の定数に関する規定が削除されたこと等から、滋賀県麻薬中毒審査会の委員の定数等を定めるため、新たに制定しようとするものです。

### 2 概要

- (1) この条例は、麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）の規定に基づく滋賀県麻薬中毒審査会（以下「審査会」という。）について必要な事項を定めるものとします。（第 1 条関係）
- (2) 審査会は、法の規定により知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに置くことができることとします。（第 2 条関係）
- (3) 審査会は、委員 5 人で組織することとします。（第 3 条関係）
- (4) この条例は、公布の日から施行することとします。

1 麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）（抄）

新	旧
<p>(麻薬中毒審査会)</p> <p>第五十八条の十三 第五十八条の八第四項（第五十八条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定による審査を行なうため、都道府県に、麻薬中毒審査会を置く。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、条例で、第五十八条の八第三項の規定により当該都道府県知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに麻薬中毒審査会を置くものとする。この場合において、当該麻薬中毒審査会は、措置入院者が退院したときに廃止されるものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>3 麻薬中毒審査会の委員は、法律又は麻薬中毒者の医療に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、麻薬中毒審査会に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>(麻薬中毒審査会)</p> <p>第五十八条の十三 第五十八条の八第四項（第五十八条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定による審査を行なうため、都道府県に、麻薬中毒審査会を置く。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、条例で、第五十八条の八第三項の規定により当該都道府県知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに麻薬中毒審査会を置くものとする。この場合において、当該麻薬中毒審査会は、措置入院者が退院したときに廃止されるものとする。</p> <p>3 麻薬中毒審査会は、委員五人をもって組織する。</p> <p>4 委員は、法律又は麻薬中毒者の医療に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、麻薬中毒審査会に関し必要な事項は、政令で定める。</p>

2 麻薬中毒審査会にかかる手続きの流れ

- 知事は、麻薬中毒者（疑いのある者を含む）について、必要があると認めるとき、精神保健指定医にその者を診察させることができる。（法第 58 条の 6 第 1 項）
- ↓
- 精神保健指定医は、入院措置を必要とするかどうかを診断し、必要と認める場合には、入院期間として 30 日を超えない期間を定めなければならない。  
（法第 58 条の 6 第 2 項）  
知事は、必要と認めたときは、入院させて必要な医療を行うことができる。  
（法第 58 条の 8 第 1 項）
- ↓
- 麻薬中毒者医療施設の管理者は、措置入院者について、精神保健指定医が定めた期間を超えて入院を継続する必要があると認めるときは、知事に通知しなければならない。（法第 58 条の 8 第 2 項）
- ↓
- 通知を受けた知事は、入院を継続する必要があると認めるとき、「麻薬中毒審査会」に通知して適否に関する審査を求めなければならない。  
（法第 58 条の 8 第 3 項）

## 滋賀県災害救助基金管理条例案要綱

### 1 改正の理由

災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 54 号）による災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県災害救助基金管理条例（昭和 23 年滋賀県条例第 5 号）の全部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) この条例は、災害救助法（以下「法」という。）第 22 条の災害救助基金（以下「基金」という。）の管理について必要な事項を定めることとします。（第 1 条関係）
- (2) 基金として積み立てる額は、法に定めるところにより、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とすることとします。（第 2 条関係）
- (3) 基金の管理方法について定めることとします。（第 3 条関係）
- (4) 基金から支出することができる費用について定めることとします。（第 4 条関係）
- (5) この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

# 滋賀県災害救助基金管理条例の改正概要

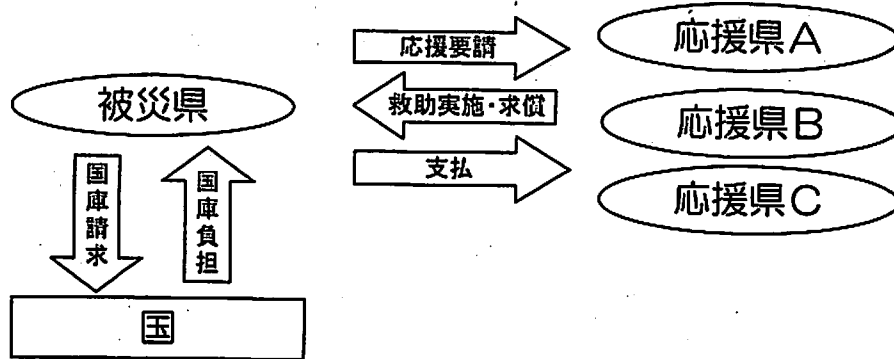
## 1. 災害救助法の一部改正の背景・概要

- 東日本大震災の教訓を生かし、今後の防災対策を充実・強化するための災害対策法制の見直しの一環として、災害対策基本法を中心とした法制上の措置が必要とされた事項の法改正が行われた。
- 災害救助法においては、救助の応援に要した費用を国が一時的に立て替える仕組みが創設されるとともに、条文番号の整理、用語の現代化等が行われた。

[公布] 平成25年6月21日

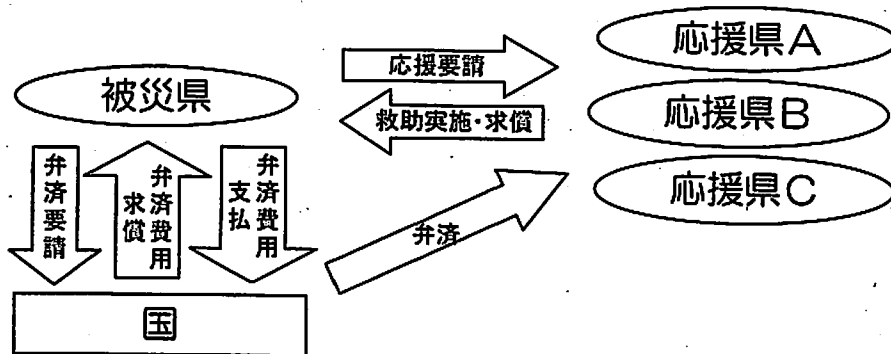
[施行] 公布の日から6か月を超えない範囲内において政令で定める日

### 《改正前》



### 《改正後[創設]》

※改正前の仕組みに加えて、新たな国による一時立て替えの仕組みが創設



## 2. 災害救助基金の概要

### ①積立義務（法第22条）

当該年度の前年度の前3年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の千分の五に相当する額を積み立てる義務が課せられている。

②平成25年度の基金最少額 681,195,074円

【=平成21～23年度の普通税収入額の決算額の平均年額×5/1000】

③平成25年4月1日現在の基金残高 749,054,223円

【内訳：現金 652,202,227円】  
【 物資 96,851,996円】

## 3. 基金管理条例の改正概要

- ①国が立て替えた費用の弁済を求められた時、その費用を支出する規定を追加
- ②法改正による条ずれの修正（旧法第3条～旧法第21条が削除）
- ③用語の現代化等規定の整理

## 滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

国の介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金事業の一部の実施期限が延長されたことに伴い、平成 25 年度において高齢者等を地域の多様な主体が支え合うことができる体制の整備を図るため、滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成 21 年滋賀県条例第 57 号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 基金の設置目的に、高齢者等を地域の多様な主体が支え合うことができる体制の整備を加えることとします。（第 1 条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例新旧対照表

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく地域密着型介護老人福祉施設等の小規模な介護施設の整備の促進等を図るため、滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>第2条以下 省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく地域密着型介護老人福祉施設等の小規模な介護施設の整備の促進等および高齢者等を地域の多様な主体が支え合うことができる体制の整備を図るため、滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>第2条以下 省略</p>

## 滋賀県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例案要綱

### 1. 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）による社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の一部改正に伴い、地方社会福祉審議会の委員の定数に係る規定が削除されたことから、滋賀県社会福祉審議会の委員の定数の上限を定めるため、滋賀県社会福祉審議会条例（平成 12 年滋賀県条例第 42 号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 滋賀県社会福祉審議会は、委員 30 人以内で組織することとします。（第 3 条関係）
- (2) 臨時委員の任期について定めることとします。（第 4 条関係）
- (3) その他
  - ア この条例は、公布の日から施行することとします。
  - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。



滋賀県社会福祉審議会条例 新旧対照表

旧	新
<p>第1条・第2条 省略</p> <p>(任期等)</p> <p>第3条 第1項・第2項 省略</p> <p>第4条 省略</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 第1項～第4項 省略</p> <p>5 法第8条第2項の特別の事項について会議を開き、議決をする場合における前2項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。</p> <p>第6条～第9条 省略</p> <p>付則 省略</p>	<p>第1条・第2条 省略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。</p> <p>(任期等)</p> <p>第4条 第1項・第2項 省略</p> <p>3 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>第5条 省略</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 第1項～第4項 省略</p> <p>5 法第9条第1項の特別の事項について会議を開き、議決をする場合における前2項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。</p> <p>第7条～第10条 省略</p> <p>付則 省略</p>

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例および滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案要綱

## 1 改正の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第101号）等の一部改正に伴い、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業者が児童発達支援または放課後等デイサービスを提供することができるよう、所要の改正を行おうとするものです。

## 2 改正の概要

### (1) 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正

一定の要件（登録定員・利用定員等）を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者が、児童発達支援または放課後等デイサービスを受けることが困難な障害児に対して通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを児童発達支援または放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援と、当該通いサービスを行う事業所を当該基準該当通所支援の事業を行う事業所とみなすこととします。（第1条中別表第1関係）

### (2) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正

指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る通いサービスの登録定員・利用定員・従業員数等について、児童発達支援または放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援とみなされる通いサービスを利用する障害者および障害児の数を含めることとします。（第2条中別表第3、別表第4関係）

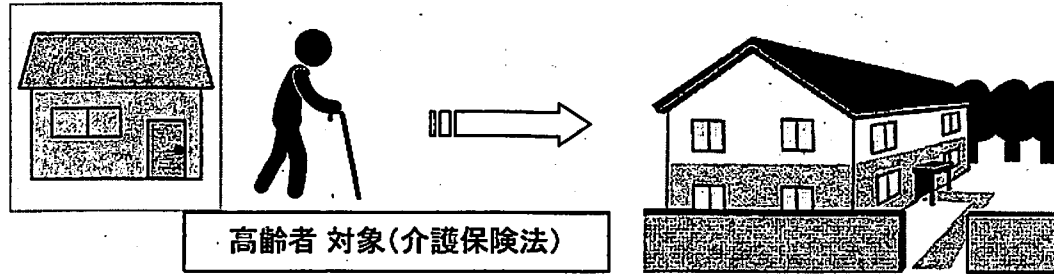
### (3) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

## ■ 条例改正の趣旨

小規模多機能型居宅介護事業者が提供できる基準該当サービス(※1)への  
「児童発達支援」および「放課後等デイサービス」の追加



### 小規模多機能型居宅介護

(高齢者へのサービス【主サービス】)

「通い」を中心として、利用者の希望に応じて「訪問」、「宿泊」を組み合わせるサービスを提供することで、在宅での暮らしを継続できるよう支援する。



### 基準該当生活介護

(障害者へのサービス)

「通い」により、「入浴」、「排せつ」、「食事の介護」、「創作的活動や生産活動の機会」などのサービスを提供する。

【現行】  
登録定員  
25名以下

【改正後】  
登録定員  
(全サービスで)  
25名以下



## 今回の条例改正

新たに対象に追加

小規模多機能型居宅介護事業者が提供できる基準該当サービスの対象として、従来の「生活介護」のほか、「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」を追加する改正

### 基準該当児童発達支援

(障害児へのサービス)

「通い」により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う。

### 基準該当放課後等デイサービス

(障害児へのサービス)

「通い」により、学校の授業終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進の機会の提供を行う。

※1「基準該当サービス」：指定サービスとしての基準は満たしていないものの、事業所の基準を満たすとして市町村が認めたものにおいては、基準該当サービスとして特例介護給付費・特例訓練等給付費が支給される。

※2「障害者総合支援法」：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p>児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1 指定児童発達支援の事業 省略</p> <p>2 基準該当児童発達支援の事業</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 前項第1号、第2号本文、第5号、第6号アからウ((イ)および(エ)を除く。)までおよびカ、第7号、第8号、第10号から第12号(ウを除く。)まで、第13号、第14号オならびに第15号から第21号(ウおよびエを除く。)までの規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「次項第3号において準用する第11号ア」と、第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「次項第3号において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第7号エ(カ)」とあるのは「次項第3号において準用する第7号エ(カ)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「次項第3号において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「次項第3号において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「次項第3号において準用する第21号イ」と読み替えるものとする。</p> <p>(4) 次のアおよびイに掲げる要件を満たす指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス基準条例別表第3第1項第1号に規定する指定生活介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないことその他の事由により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護（同号に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）を提供する場合は、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護が提供される指定生活介護事業所（同項第2号アに規定する指</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p>児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1 指定児童発達支援の事業 省略</p> <p>2 基準該当児童発達支援の事業</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 前項第1号、第2号本文、第5号、第6号アからウ((ア)および(エ)を除く。)までおよびカ、第7号、第8号、第10号から第12号(ウを除く。)まで、第13号、第14号オならびに第15号から第21号(ウおよびエを除く。)までの規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「次項第3号において準用する第11号ア」と、第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「次項第3号において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第7号エ(カ)」とあるのは「次項第3号において準用する第7号エ(カ)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「次項第3号において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「次項第3号において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「次項第3号において準用する第21号イ」と読み替えるものとする。</p> <p>(4) 次のアおよびイに掲げる要件を満たす指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス基準条例別表第3第1項第1号に規定する指定生活介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないことその他の事由により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護（同号に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）を提供する場合は、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護が提供される指定生活介護事業所（同項第2号アに規定する指</p>

定生活介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この項(前号(前項第6号ウ((イ)および(エ)を除く。))の規定を準用する部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指定生活介護事業所については、適用しない。

ア・イ 省略

- (5) 次のアからウまでに掲げる要件を満たす指定通所介護事業者(滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第17号。以下「指定居宅サービス基準条例」という。)別表第6第1項第1号に規定する指定通所介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないことその他の事由により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護(同号に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)を提供する場合は、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護が提供される指定通所介護事業所(同項第2号アに規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この項(第3号(前項第6号ウ((イ)および(エ)を除く。))の規定を準用する部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所については、適用しない。

ア～ウ 省略

定生活介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この項(前号(前項第6号ウ((ア)および(エ)を除く。))の規定を準用する部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指定生活介護事業所については、適用しない。

ア・イ 省略

- (5) 次のアからウまでに掲げる要件を満たす指定通所介護事業者(滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第17号。以下「指定居宅サービス基準条例」という。)別表第6第1項第1号に規定する指定通所介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないことその他の事由により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護(同号に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)を提供する場合は、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護が提供される指定通所介護事業所(同項第2号アに規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この項(第3号(前項第6号ウ((ア)および(エ)を除く。))の規定を準用する部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所については、適用しない。

ア～ウ 省略

- (6) 次のアからオまでに掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者(介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護(以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)が地域において児童発達支援が提供されていないことその他の事由により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス(登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用するために、当該指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)に登録を受けた者をいう。以下同じ。))を

指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う同項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。以下この項において同じ。)を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この項(第3号(前項第6号ウ((ア)および(エ)を除く。))の規定を準用する部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については、適用しない。

ア 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の数とこの号の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス、別表第3第2項において準用するこの号の規定により放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援とみなされる通いサービスまたは指定障害福祉サービス基準条例別表第3第2項第2号の規定により同項第1号に規定する基準該当生活介護とみなされる通いサービス(以下これらを「みなし通いサービス」という。))を利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者および障害児の数とを合計した数の上限をいう。以下この号において同じ。)は、25人以下とすること。

イ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数とみなし通いサービスを受ける障害者および障害児の数とを合計した数の1日当たりの上限をいう。)は、登録定員の2分の1に相当する数から15人までの範囲内とすること。

ウ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間および食堂は、それぞれ必要な広さを有するものとする。

エ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の数は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において提供される通いサービスの利用者の数を、通いサービスの利用者の数とみなし通いサービスを受ける障害者および障害児の数とを合計した数であるとみなした場合における介護保険法第78条の4第1項の市町村の条例で定める員数を満た

していること。

オ この号の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

別表第2～別表第5 省略

別表第2～別表第5 省略

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

旧	新
<p>本則・付則 省略 別表第1・別表第2 省略</p> <p>別表第3（第4条関係） 生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1 指定生活介護の事業 省略</p> <p>2 基準該当生活介護の事業</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 次のアからオまでに掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項に規定する<u>地域密着型サービス</u>に該当する同法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が地域において生活介護が提供されていないことその他の事由により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために、当該指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う同法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。以下この項において同じ。）を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前号の規定は、適用しない。</p> <p>ア 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の数とこの号の規定により基準該</p>	<p>本則・付則 省略 別表第1・別表第2 省略</p> <p>別表第3（第4条関係） 生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1 指定生活介護の事業 省略</p> <p>2 基準該当生活介護の事業</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 次のアからオまでに掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項に規定する<u>指定地域密着型サービス</u>に該当する同法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が地域において生活介護が提供されていないことその他の事由により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために、当該指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う同項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。以下この項において同じ。）を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前号の規定は、適用しない。</p> <p>ア 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の数とこの号の規定により基準該</p>



当生活介護とみなされる通いサービス（以下「みなし通いサービス」という。）を利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者の数とを合計した数の上限をいう。以下この号において同じ。）は、25人以下とすること。

イ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数とみなし通いサービスを受ける障害者の数とを合計した数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。）は、登録定員の2分の1に相当する数から15人までの範囲内とすること。

ウ 省略

エ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の数は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において提供される通いサービスの利用者の数を、通いサービスの利用者の数とみなし通いサービスを受ける障害者の数とを合計した数であるとみなした場合における介護保険法第78条の4第1項の市町村の条例で定める員数の基準を満たしていること。

オ みなし通いサービスを受ける障害者にサービスを適切に提供するため、指定生活介護事業所等から必要な技術的支援を受けていること。

(3) 省略

別表第4（第4条関係）

短期入所の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例別表第1第2項第6号の規定により同項第1号アに規定する基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスまたは指定通所支援基準条例別表第3第2項において準用する指定通所支援基準条例別表第1第2項第6号の規定により児童福祉法第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービスに係る同法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援とみなされる通いサービス（以下これらを「みなし通いサービス」という。）を利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者および障害児の数とを合計した数の上限をいう。以下この号において同じ。）は、25人以下とすること。

イ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数とみなし通いサービスを受ける障害者および障害児の数とを合計した数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。）は、登録定員の2分の1に相当する数から15人までの範囲内とすること。

ウ 省略

エ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の数は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において提供される通いサービスの利用者の数を、通いサービスの利用者の数とみなし通いサービスを受ける障害者および障害児の数とを合計した数であるとみなした場合における介護保険法第78条の4第1項の市町村の条例で定める員数の基準を満たしていること。

オ この号の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者にサービスを適切に提供するため、指定生活介護事業所等から必要な技術的支援を受けていること。

(3) 省略

別表第4（第4条関係）

短期入所の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定短期入所の事業 省略

2 基準該当短期入所の事業

(1) 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

ア 指定小規模多機能型居宅介護事業者であって、みなし通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）を提供するものであること。

イ 指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける利用者の数とを合計した数の1日当たりの上限をいう。以下この項において同じ。）は、通いサービスの利用定員の3分の1に相当する数から9人までの範囲内とすること。

ウ 省略

エ 基準該当短期入所の提供を受ける利用者に対してサービスを適切に提供するため、指定短期入所事業所等から必要な技術的支援を受けていること。

(2) 省略

別表第5～別表第15 省略

1 指定短期入所の事業 省略

2 基準該当短期入所の事業

(1) 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

ア 指定小規模多機能型居宅介護事業者であって、みなし通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者および障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）を提供するものであること。

イ 指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者および障害児の数とを合計した数の1日当たりの上限をいう。以下この項において同じ。）は、通いサービスの利用定員の3分の1に相当する数から9人までの範囲内とすること。

ウ 省略

エ 基準該当短期入所の提供を受ける障害者および障害児に対してサービスを適切に提供するため、指定短期入所事業所等から必要な技術的支援を受けていること。

(2) 省略

別表第5～別表第15 省略

## 滋賀県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例案について

### 1 改正の理由

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 19 年政令第 325 号）の一部改正により、県調整交付金の算定対象としている病床転換助成事業の期限が延長されたことに伴い、市町が負担する病床転換支援金を普通調整交付金の算定対象とする期限を 5 年延長するため、滋賀県国民健康保険調整交付金条例（平成 17 年滋賀県条例第 97 号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 市町が負担する病床転換支援金を普通調整交付金の算定対象とする期限を平成 30 年 3 月 31 日まで延長することとします。（付則関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行し、改正後の滋賀県国民健康保険調整交付金条例の規定は、平成 25 年度分の滋賀県国民健康保険調整交付金から適用することとします。

## 滋賀県国民健康保険調整交付金条例 改正の概要

### 改正の理由・概要

- ◎政令の一部改正により、条例付則の改正を行うもの
- 「前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令」の一部改正により、都道府県調整交付金の算定対象としている病床転換助成事業(※1)の期限が延長された。
- これを受けて、県条例付則に定める普通調整交付金の算定対象の期限を延長(※2)するために改正を行う。
- 改正条例は、公布の日から施行し、平成25年度分の県調整交付金から適用することとする。

#### (※1) 病床転換助成事業

- ・ 療養病床の転換を支援するため、都道府県の区域内にある医療機関が、療養病床(医療保険適用)から介護保険施設等へ転換する場合に、その整備費用を都道府県から助成するもの。
- ・ 医療保険者(国保保険者)は、整備費用の一部を病床転換支援金として負担することとなっている。

#### (※2) 県調整交付金の算定対象(市町が負担する病床転換支援金)の期限

平成25年3月31日まで → 平成30年3月31日まで

滋賀県国民健康保険調整交付金条例 新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第3条 省略</p> <p>付 則</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 <u>平成25年3月31日</u>までの間、市町（退職被保険者等所属市町村を除く。）について、第2条第2項第2号の規定を適用する場合には、同号中「第70条第1項第2号」とあるのは、「附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項第2号」とする。</p> <p>4 <u>平成25年3月31日</u>までの間、退職被保険者等所属市町村について、付則第2項の規定により読み替えられた第2条第2項第2号の規定を適用する場合には、同号中「附則第9条第1項」とあるのは、「附則第22条の規定により読み替えられた、法附則第9条第1項」とする。</p>	<p>第1条～第3条 省略</p> <p>付 則</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 <u>平成30年3月31日</u>までの間、市町（退職被保険者等所属市町村を除く。）について、第2条第2項第2号の規定を適用する場合には、同号中「第70条第1項第2号」とあるのは、「附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項第2号」とする。</p> <p>4 <u>平成30年3月31日</u>までの間、退職被保険者等所属市町村について、付則第2項の規定により読み替えられた第2条第2項第2号の規定を適用する場合には、同号中「附則第9条第1項」とあるのは、「附則第22条の規定により読み替えられた、法附則第9条第1項」とする。</p>